

請求人代表者
辻本 駿 様

西尾市監査委員 糟 谷 修
西尾市監査委員 藤 井 基 夫

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和 3 年 6 月 11 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 5 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の要旨

請求の要旨は、以下のとおりである。（原文のとおり）

西尾市職員措置請求書
（住民監査請求書）

西尾市監査委員 あて

請求代表者 住所 ●●●●●●●● 職業 ●●●●
氏名 辻本 駿

共同請求者は、巻末に添付

第 1 請求の要旨

1 当該行為の担当部署など
西尾市長 中村 健

2 いつどのような行為が行われたか

西尾市は、2020（令和 2）年 6 月 12 日に PayPay 株式会社とキャンペーンに関する契約（以下「本件契約」という。事実証明書 1）を地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号による随意契約により締結し、2020（令和 2）年 7 月 1 日から 2020（令和 2）年 7 月 31 日まで、「がんばれ西尾市！対象飲食店で最大 20%戻ってくるキャンペーン」を行い、2020（令和 2）年 9 月 18 日に業務委託料として 2,168 万 1,225 円を PayPay 株式会社に支出した。

- 3 本件契約が地方自治法施行令に基づく随意契約の要件を満たしていないこと
- ①地方自治体が契約を締結するには、地方自治法（以下「法」という。）234条1項で、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り」のいずれかの方法により行わなければならないとされている。
- ②また、随意契約は、法234条1項により、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされており、地方自治法施行令（以下「法施行令」という。）167条の2第1項各号にその要件が定められている
- ③ところで、本件契約は、商工振興課の決裁文書によれば法施行令167条の2第1項2号の規定に基づく随意契約（単価契約）とされている。（事実証明書2）。
- そして、随意契約の理由は、「キャッシュレス決済業者の中で最大の利用者数があり、西尾市と2019年に「キャッシュレス決済推進に関する連携協定」（事実証明書3）を締結しており、本業務について、特別な設備能力、知識、経験、実績を要すると認められるため」としている。
- ④しかし、この随意契約の理由は、次のとおり誤りである。
- 株式会社インフキュリオンが、2020（令和2）年7月14日に公表した「決済動向2020年6月調査」（事実証明書4）によれば、キャッシュレス決済サービスの1位は、楽天カードとなっており、PayPayは、3位にすぎず、西尾市が、随意契約の理由としている「キャッシュレス決済業者の中で最大の利用者数」は、明らかに誤っている。
- また、「キャッシュレス決済推進に関する連携協定」を締結して（以下「連携協定」という。）いることを随意契約の理由としているが、この連携協定は、法に基づいて締結された契約ではなく、いわゆる「紳士協定」に過ぎない。これをもって、随意契約の理由とすることはできない。
- ⑤さらに、情報公開請求により開示された本件契約書（事実証明書1）の「（費用負担等）」の条文は、不開示とされているため、実際に予定価格のとおり単価契約が行われているかについても確認できない。
- ⑥黒辺一彦議員が、西尾市議会令和2年12月定例会で、本件契約によるPayPayを活用した消費拡大対策事業に関して一般質問を行った。黒辺議員の「キャンペーン期間中の対象店舗の売上実績として、対前月比、また対前年度同月比はどのようでしたか。」との質問に対し、市は「売上実績の対前月比と対前年同月比につきましては、PayPay株式会社と登録加盟店との営業秘密に該当するため、財務数字を入手することができませんでした。」と答弁している。（事実証明書5）。これは、本件契約によるPayPayを活用した消費拡大対策事業は、消費拡大に関する効果を測定できないことを前提に行われたということになる。
- ⑦以上のとおり、本件契約は、法及び法施行令で定められている随意契約の要件は満たしておらず、また、被告は、本件契約によるPayPayを活用した消費拡大対策事業の有効性の確認ができないことを承知しながら、本件契約を締結しており、被告がPayPay株式会社へ行った業務委託は、地方財政法第4条第1項で定める「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」及び法第2条14項で定める「地方公共団体は、その事務を処理する当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に違反したものである。
- 4 西尾市が被る損害の額
- 違法な契約により、PayPay株式会社へ支払った業務委託料21,681,225円は、違法な支出であり、西尾市が被った損害となる。

第2 求める措置

監査委員は、西尾市長に対し、次の措置を講ずるように勧告することを求める。

西尾市長 中村健は、中村健に対し、21,681,225 円を請求すること。

以上のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項に基づき、事実証明書を書き添えて監査委員に対し、本請求をする。

事実証明書

- 事実証明書 1 PayPay 株式会社とキャンペーンに関する契約（写し）
- 事実証明書 2 商工振興課の決裁文書（西商第 130 号。写し）
- 事実証明書 3 西尾市と PayPay 株式会社とのキャッシュレス決済推進に関する連携協定書（写し）
- 事実証明書 4 決済動向 2020 年 6 月調査（写し）
- 事実証明書 5 西尾市議会令和 2 年 12 月定例会会議録（抄本。写し）

※巻末に添付されていた共同請求者一覧及び事実証明書は省略している。

第 2 請求の受理

本件請求は、令和 3 年 6 月 11 日付けで提出された。

要件審査実施後、必要な補正について請求人に依頼したところ、同年同月 23 日付けで補正がなされた。その結果、本件請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同年同月 28 日付けで受理した。

第 3 監査の実施

1 関係執行機関等の陳述

令和 3 年 7 月 9 日に西尾市役所 4 階監査委員事務局事務室において、商工振興課長、同課課長補佐及び主査から監査対象事項について陳述を聴取した。

2 請求人の陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年 7 月 9 日に西尾市役所 4 階監査委員事務局事務室において請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人代表者のみが出席し、以下の陳述書に従い、陳述をした。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

西尾市職員措置請求 陳述

本件、西尾市職員措置請求を行った対象事業である「がんばれ西尾市！対象飲食店で最大 20%戻ってくるキャンペーン」の契約には大きく分けて 2 つの問題点があると考えます。

1 点目は、本件契約が西尾市の決裁文書で根拠としている、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号（以下「二号随契」とする。）の随意契約にあたらないことです。二号随契は、本来特定のものでなければ納入できないものや、特殊な技術を必要とされるものである場合に要件を満たすものです。キャッシュレス決済という括りでいえば QR コード決済以外にもクレジットカード、電子マネー等があり、対象となりうる業者は多岐にわたります。また、QR コード決済に限っても PayPay 以外にも、楽天ペイ、LINE Pay、d 払い、メルペ

イ、auPAY等存在します。その中で、PayPayと随意契約を結ぶのであれば、PayPayにしかできないという特殊性が必要であるはずですが、その根拠を「キャッシュレス決済事業者の中で最大の利用者（実際には3位、QRコード決済で最大の利用者と解釈します）」「連携協定を締結」としているだけで、どんな特殊性を要しているのか、全く示していません。シェアが多いから随意契約が可能、連携協定を結んだから随意契約が可能ということになれば、二号随契を広義に解釈した安易な随意契約が助長されるものであり、競争原理を失う危険性を秘めた考え方であると危惧しております。

本件を1事業者との随意契約にするのであれば、最低でもコンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技によって相手方を特定したうえで、随意契約を締結しなければならないのではないのでしょうか。

2点目は、本件事業の目的である「新型コロナウイルス感染症の影響により、売上激減した飲食業界の支援」を果たしているかどうかです。本件、21,681,225円の支出は、上記目標を達成するために支出されたはずですが、黒辺市議が12月定例会の一般質問で指摘されていますが、西尾市は、このキャンペーンに対する売上高は把握していますが、対象店舗の売上実績について、対前月比、対前年同月比等について全く検証しておりません。

売上が横ばいで、普段現金決済のものが、PayPay決済に変わっているのであれば、資金化の遅れを生じさせ、資金のやり繰りが厳しくなるだけです。また、対象店舗が売上を増加させても、その分対象外店舗の売上を減少させているとしたら、売上の激減した飲食業界全体の支援にはなっておらず、単なるPayPayを導入した店舗だけを優遇する利益誘導の事業となってしまいます。そうしない為には、最低限飲食店全体が、事業実施によってどのように売上推移したか把握することが必要です。また、その結果、PayPayを導入していない店舗が売上を減少させていることが分かれば、その支援策を検討し実施すべきだと考えます。にもかかわらず、西尾市がPayPayを導入していない店舗への支援策について、「新規に加入していただくことで、顧客の増加や収益の向上が見込まれるなどのメリットを周知していきたい」と答弁しており、PayPayを導入する店舗以外の支援を行う気がないことが明らかになりました。

以上のとおり、本件契約は、地方自治法施行令で定められている随意契約の要件を満たしておらず、また飲食業界の消費拡大の有効性が確認できないことを承知の上で契約、支出を行ったことが地方自治法及び地方財政法に抵触するものであるということを陳述させていただきます。

3 監査対象事項

令和2年6月12日付けでPayPay株式会社と西尾市の間で交わされた「キャンペーンに関する契約」（以下「キャンペーン契約」という。）の締結を監査対象事項とし、請求人の主張から、次のとおり着眼点を定めた。

- (1) 随意契約締結可能な要件を満たしているか。
- (2) 消費拡大に関する効果を測定できないことを前提に契約されたものか。

4 監査対象部課

キャンペーン契約及び事務事業を所管する産業部商工振興課を監査対象部課とした。

5 関係書類の調査

監査対象部課に対し関係書類の提出を求め調査を実施した。

第4 監査の結果

請求人が主張する違法又は不当とする理由及びこれに対する監査の結果は次のとおりである。

1 請求人の主張

(1) 随意契約締結可能な要件を満たしていない。

請求人は、以下の理由により随意契約を締結する要件を満たしていないと主張している。

ア キャッシュレス決済業者の中で最大の利用者数について

キャンペーン契約締結に係る決裁文書によれば、キャッシュレス決済業者の中で最大の利用者数であることを随意契約の根拠にしているが、株式会社インフキュリオンが、2020（令和2）年7月14日に公表した「決済動向2020年6月調査」によれば、キャッシュレス決済サービスの利用率1位は、楽天カードとなっており、PayPayは、3位にすぎず、西尾市が、随意契約の理由としている「キャッシュレス決済業者の中で最大の利用者数」は、明らかに誤っている。

イ キャッシュレス決済推進に関する連携協定について

「キャッシュレス決済推進に関する連携協定」をPayPay株式会社と締結していることを随意契約の理由としているが、この連携協定は、法に基づいて締結された契約ではなく、いわゆる「紳士協定」に過ぎない。これをもって、随意契約の理由とすることはできない。

(2) 消費拡大に関する効果を測定できないことを前提に契約している。

西尾市議会令和2年12月定例会で、キャンペーン期間中の対象店舗の売上実績を問われた際に、売上実績はPayPay株式会社と登録加盟店の営業秘密に該当するため、財務数字を入手することができなかつたと答弁した。このことは当該事業が、消費拡大に関する効果を測定できないことを前提に行われたということになる。

2 監査の結果

(1) 随意契約を締結する要件について

地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約したキャンペーン契約の締結は適法なものであり、その理由は以下のとおりである。

ア PayPayを活用した消費拡大対策事業の概要

キャンペーン契約は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減収となっている市内飲食店を支援するため、PayPay株式会社の決済プラットフォームを活用した消費拡大対策事業として実施されたものである。

具体的には、市内の対象飲食店で「PayPay」を利用すると、最大20%のPayPayボーナスがPayPayからユーザーに付与され、PayPayが付与したポイントをキャンペーン契約に基づき、市がPayPay株式会社に支払うというものである。

本事業は、令和2年4月に事業の制度設計を開始している。当時は、新型コロナウイルスが全国に感染拡大し始め、愛知県も最初の緊急事態宣言が発令されており、外出自粛が求められるとともに、市内飲食店においても、時短営業の協力要請が求められたことにより、大幅な減収が懸念されていた。

以前からPayPay株式会社は、利用者及び加盟店の拡大のため「100億円キャンペーン」と題し、キャンペーン期間中にPayPayを使用したユーザーに、決済金額に応じて最大20%分のポイントを還元するキャンペーンを実施していた。

そこで、市はPayPayのキャンペーンのスキームにおいて、市内飲食店の利用者にユーザーを限定し、ポイントを還元する事業により、市内飲食店の支援と消費拡大に繋げようと考え、制度設計の段階から取り込まれた事業であることを確認した。

イ キャッシュレス決済の導入について

PayPay は、キャッシュレス決済であり、キャッシュレス決済とは、現金を使わずに支払いを済ませる方法である。その種類は、クレジットカードやデビットカードをはじめ、Suica や nanaco などの電子マネー、各種プリペイドカード、QR/バーコード決済と多種多様である。このうち、PayPay は、キャッシュレス決済の中でも急速に普及が進んでいる QR/バーコード決済の一つである。

それぞれ、特徴、メリット・デメリットがある中で、本事業において、キャッシュレス決済の中でも、最も利用者の多いクレジットカードを対象にせず、QR/バーコード決済を選定している。これは QR/バーコード決済は、クレジットカードで必要な与信審査がないことと、アプリさえダウンロードすれば、コンビニエンスストアの ATM から簡単に入金することができ、利便性が高く、急速に普及が進んでいるため、本事業においては、QR/バーコード決済を選定したことを確認した。

なお、電子マネー、各種プリペイドカードは、QR/バーコード決済と同様に与信審査はないが、事業者の使用に係る手数料が発生することから除外していた。

ウ PayPay 選定経緯

QR/バーコード決済事業者は、楽天ペイ、LINE Pay など、いくつか存在するが、制度設計を開始した令和 2 年 4 月当初、利用したキャッシュレス決済に対し、キャッシュレス決済のスキームの中で自治体がポイント還元する事業をどこも実施していなかった。

そこで市は、QR/バーコード決済事業者の中でも、最も利用者が多い PayPay 株式会社が実施している「100 億円キャンペーン」の事業スキームに着眼し、PayPay の持つプラットフォームを使い、市内飲食店を支援する消費拡大対策事業ができないかとの考えから、PayPay 株式会社に話をもち掛けキャンペーン契約の事業スキームを、一から作り上げたことを確認した。

更に、PayPay 株式会社とは、連携協定を令和元年 9 月 19 日に締結しており、西尾市独自のキャンペーンの実施に対し、協力的であったことで、本来発生するであろう市が負担する手数料については、連携協定があるがゆえに、一切発生しないという好条件でキャンペーン契約を締結できたことを確認した。

なお、現在、多くの自治体において、PayPay 株式会社以外の QR/バーコード決済事業者においても、ポイント還元のキャンペーンを実施しているが、PayPay 株式会社以外の QR/バーコード決済事業者において、自治体によるポイント還元キャンペーンが始められたのは、令和 2 年 9 月である（au PAY、d 払い）であることを確認した。

エ キャンペーン契約における随意契約の根拠について

法第 234 条第 1 項は「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条第 2 項は「前項の指名競争入札、随意契約またはせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と随意契約ができることを限定している。この限られた条件の中のひとつに「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」については、地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号において随意契約によることができることと規定されている。

キャンペーン契約における随意契約の理由は、「キャッシュレス決済業者の中で最大の利用者数があり、西尾市と 2019 年に「キャッシュレス決済推進に関する連携協定」を締結しており、本業務について、特別な設備能力、知識、経験、実績を要すると認められるため」とし、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠に随意契約を締結していることを、キャンペーン契約に係る契約締結伺いから確認した。

オ 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の該当性について

令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」については随意契約できることになっているが、この要件に該当するか否かの判断を示した判例では、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事

情を考慮して当該地方公共団体の合理的な裁量判断により決定されるものと解するのが相当である。」との考えが判示されている。(昭和 62 年 3 月 20 日最高裁第二小法廷判決)

また、市が作成している契約の手引きでは、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の該当性については、契約相手が限定される合理的な理由が必要で、具体的には次のような場合があるとしている。

- ①契約の内容が極めて特殊で、当該契約を達成する上で特殊な技術力を必要とするとき。
 - (ア)著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等知的所有権を必要とするとき。
 - (イ)美術工芸品等の購入、シンボリック建築物の設計、プロポーザル方式又はコンペ方式による手続等により契約の相手方を特定したとき。
- ②契約相手方に特別な設備能力、陣容能力、知識、経験、実績等を必要とするとき。
- ③法令等の規定に基づき、契約の相手方が特定される時。
- ④業務遂行能力を有する国又は地方公共団体が出資する営利を目的としない公共的団体と契約するとき。
- ⑤業務履行能力を有する者（業務履行上必要とされる法令等の許可登録等を有する者）が契約規則第 5 条第 3 項に規定する名簿（入札参加資格者名簿）で 1 者に限定されたとき。
- ⑥不動産の買入れ若しくは交換、又は借入れをする時。
- ⑦市の行為を秘密にする必要がある時。（試験問題の印刷など、客観的に秘密にする必要があることが求められます。）

カ 随意契約の妥当性の判断

キャンペーン契約においては、制度設計開始当初、比較対象となる事業者がいなかったこと。また、キャッシュレス決済事業者の中で最大の利用数ではないが、キャッシュレス決済の中で、合理的な理由により、QR/バーコード決済を選択していること。

更には、QR/バーコード決済において、PayPay 株式会社は、本市との連携協定により、本来発生するであろう手数料などの費用を要しないことが挙げられる。

このことは、PayPay 以外の QR/バーコード決済事業者が、仮に手数料が無料であった場合に、その費用対効果は、効果の高低すなわち、利用者の数でのみ判断できるため、最も利用者数の多い PayPay を選択したことは、判例にある諸般の事情を考慮して行った合理的な裁量判断によるものといえることができる。

したがって、随意契約締結の決定は妥当なものであったと言える。

(2) 消費拡大事業の効果測定について

本事業は、コロナ過における消費拡大事業であり、時短営業の要請などにより、売上の激減が懸念される市内飲食店の支援を目的に実施された本事業の効果測定は、アンケート調査により実施している。

その状況は以下のとおりである。

ア 本事業における効果測定について

キャンペーン契約の効果測定については、アンケート調査により実施していることを確認した。アンケート調査の概要及びアンケート結果は以下のとおりである。

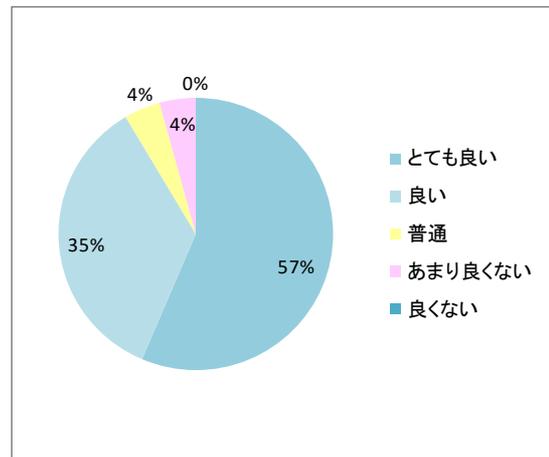
対象店舗 239 店舗

回 答 114 店舗（回収率 47%）

参加事業者のアンケート結果

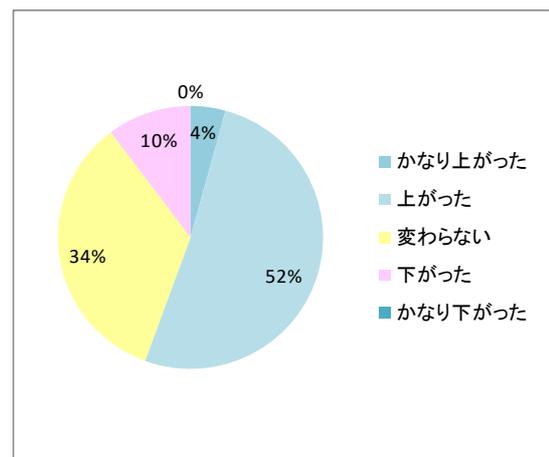
1. 今回のキャンペーンの全体的な評価を教えてください。

評価	件数
とても良い	66
良い	41
普通	5
あまり良くない	5
良くない	0



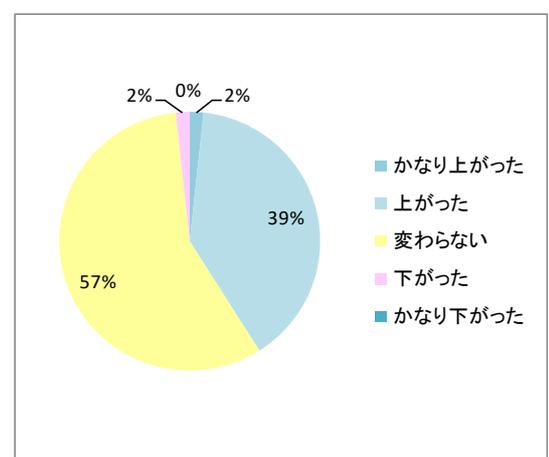
2. 今回のキャンペーン期間の来客数（PayPay以外も含めて）は、どうでしたか？

評価	件数
かなり上がった	5
上がった	60
変わらない	40
下がった	12
かなり下がった	0



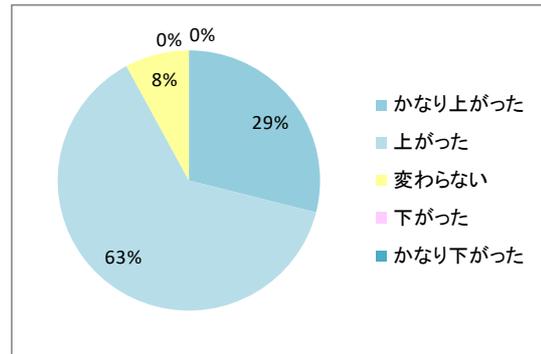
3. 今回のキャンペーン期間の客単価（PayPay以外も含めて）は、どうでしたか？

評価	件数
かなり上がった	2
上がった	46
変わらない	67
下がった	2
かなり下がった	0



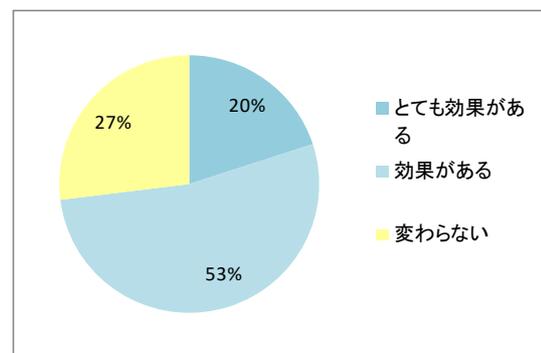
4. 今回のキャンペーン期間のPayPayの決済金額はどうでしたか？

評価	件数
かなり上がった	33
上がった	72
変わらない	9
下がった	0
かなり下がった	0



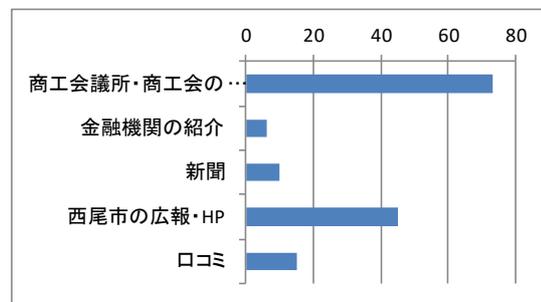
5. キャッシュレス決済は、現金と比較して新型コロナ拡大防止に効果があると思いますか？

評価	件数
とても効果がある	23
効果がある	61
変わらない	31



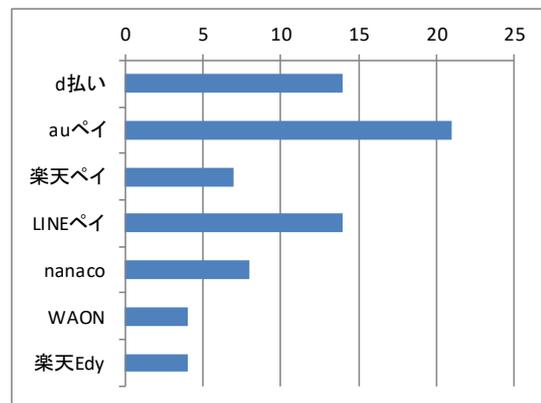
6. キャンペーンについては、何で知りましたか？（複数回答可）

種類	件数
商工会議所・商工会の紹介	73
金融機関の紹介	6
新聞	10
西尾市の広報・HP	45
口コミ	15



7. 現在利用できるキャッシュレス決済システムを教えてください。（複数回答可）

種類	件数
d払い	14
auペイ	21
楽天ペイ	7
LINEペイ	14
nanaco	8
WAON	4
楽天Edy	4



イ 消費拡大に関する効果を測定に関する判断

事業実施後、アンケート調査により、効果測定が行われている。アンケート回収率は、47%と半数を割っているが、参加事業者を対象としたアンケート調査が行われており、得られた回答のトレンドから判断すると、全体的な評価において、91%の参加店舗が「とても良い」、「良い」と回答しており、キャンペーン期間中の来客数や、PayPayの決済金額が上がったとの回答が多いなど、調査の結果を見る限り、コロナ過で行われた消費拡大事業に一定の効果があったことを確認できた。

ウ 費用対効果の検証

PayPayを活用した消費拡大事業について、最少の経費といった観点から考察するため、本事業と令和元年度に実施したプレミアム商品券発行事業とを比較する。

還元額（プレミアム商品券では、1万円に対する2千円分を指す。）1円あたりの事務費を比較すると、本事業は、PayPay株式会社のプラットフォームを無料で利用できていることから、主に、発送業務費、人件費、店舗管理費用など様々な経費を大幅に節減できている。商工振興課の試算によれば、1円あたりの事務費は、PayPayを利用した場合、プレミアム商品券発行事業の約67分の1に事務費を節減できている。

よって、本事業は、事業効果の検証が行われており、消費拡大対策に一定の効果があり、経費についても節減された官民連携による新しい事業形態であると言える。

(3) 実績報告及び請求と支払いについて

キャンペーン契約に関する完了届を、実績報告書とともに令和2年8月7日付けで受領していることを確認した。

実績報告では対象店舗が296店舗であり、ユーザーの決済回数38,033回、決済金額118,049,699円、これに対するボーナス付与金額が21,681,225円であったことを確認した。同年同月12日付けで完了検査を行った上で、PayPay株式会社に対し、ボーナス付与金額である21,681,225円を支払ったことを確認した。

第5 監査委員の判断

監査した結果、監査対象事項において、違法性及び不当性は認められない。

第6 結論

以上のことから、請求人の主張に理由がないものと認め請求を棄却する。

(監査委員意見)

PayPayキャンペーンはコロナ禍に対する本市施策の重要なもののひとつである。その本件に関して、住民監査請求が提起された。

行政の基本は「最小の経費で最大の効果」である。そのために契約事務においては、競争入札を原則としている。

しかしながら、金額の小さいものや、その他競争入札に相応しくない一定のものには、例外として競争入札によらず「随意契約」とすることが認められている。その例外を適用するためには「競争入札」以外で実施することについて、その要件を満たしていることは当然として、それが意思決定の過程において明らかしなければならない。

本件は、上述した結論のとおり、随意契約で実施したことに關しては是とする結論を導き出している。しかしながら、施策の実施を明らかにする決裁文書を読む限り、請求人が述べるように、随意契約を容認する取引であるとは、直ちには読み取ることができなかった。

担当課の聞き取りの際に、市役所内部、かつ担当部署の職員としては当たり前のことであるため、そこまで詳細に記載しなくても良いのではないかと、その意見も聞いた。

市役所職員としての経験がない監査委員としては、担当課の聞き取りの後に再度読み返してもその決裁文書だけでは、やはり随意契約を容認する取引であるとは読み取れなかった。

決裁文書には多くの担当者や役職者、最終決裁者として市長が決裁印を押しているが、この決裁に押印のある職員すべてが、本件に関し随意契約とする理由を正しく理解していたかは疑問が残る。

もちろん上位決裁権者になればなるほど施策の内容をこと細かく見ることはできないし、見る必要性が薄いかもしれないが、より大所高所に立った検討が必要ではないだろうか。

今回住民監査請求として提起されたのは、行政の基本原則である「最小の経費で最大の効果」であり、そのための「原則競争入札」という行政の基本が守られているか否かである。担当者は随時異動したり退職したりするものであり、行政施策の正当性を後世に向けて証明するのは、行政文書、特に決裁文書が最も重要である。その決裁文書に必要な事項を網羅することは今後とも必要不可欠な基本姿勢であると考ええる。

行政文書は公開が原則である。常に市民の目も意識した行政施策の執行を望む次第である。